

住民登録に関する届出 ～届出は区民課または各支所へ～

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (本市に越してきた方)	転入をした日から 14日以内	本人または 世帯主ほか	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行されている場合） ●国民健康保険証（すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合） ●国民年金手帳（加入者） ●介護保険受給資格証（受給者）
転出届 (本市から越される方)	転出する前 (1か月前から 受け付けます)		<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険証（加入者） ●印鑑登録証（印鑑登録している方） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
転居届 (市内で越された方)	転居をした日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険証（加入者） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日から 14日以内	世帯主ほか	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証（加入者）

- 届出には本人が確認できる証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。
- 住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きが必要な場合があります。
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。

個人の証明書の種類と取得窓口

種類	取得可能窓口 (手数料)	その他の取得可能窓口 (手数料)			電子申請 (手数料)	問合せ
		支所 市民の窓口	一部の 郵便局	コンビニエンス ストアなど		
戸籍・住民票 など	戸籍謄本（全部事項証明）	各区役所区民課 (450円)	○	○	○	各区役所 区民課
	戸籍抄本（個人事項証明）				○	
	戸籍の附票	各区役所区民課 (300円)	○	○	○	
	住民票の写し				○	
印鑑登録証明書				×		
個人市民税・ 県民税	①所得・課税（非課税）証明書 （全部事項証明書）	各区役所 市税の窓口、 各市税事務所 (300円)	○	○	○	北部・南部 市税事務所 (①・②・⑩は 個人課税課、 ③・⑦は納税課、 ④～⑥・⑧・⑨ は資産課税課)
	②所得・課税（非課税）証明書 （一部事項証明書）				○	
	③納税証明書				○	
固定資産税 ・都市計画税	④評価証明書	各区役所 市税の窓口、 各市税事務所 (300円)	○	○	○	北部・南部 市税事務所 (①・②・⑩は 個人課税課、 ③・⑦は納税課、 ④～⑥・⑧・⑨ は資産課税課)
	⑤公租証明書				○	
	⑥資産証明書				○	
	⑦納税証明書				×	
	⑧名寄帳（写し）		○ (300円)	×		
	⑨公図		×	×	×	
軽自動車税 (継続検査用)	⑩納税証明書	各区役所 市税の窓口、 各市税事務所 (無料)	○ (無料)	×	×	

- 証明書の取得には、本人が確認できる証明書（マイナンバーカードなど）が必要です。
- 市内27か所の郵便局において、個人の本人のものに限り取得可能です。
- コンビニエンスストアなどの取得には、マイナンバーカード（スマホ用電子証明書に順次対応中）や住基カードが必要です。
- 電子申請での取得には、マイナンバーカード（スマホ用電子証明書を含む）及びクレジットカードが必要です。
- 電子申請欄に記載されている手数料は、令和8年3月31日までのものです。

WEB版
東日本連携企画

市が進める東日本連携事業
や東日本地域の魅力を発信
しています。



▲つなぐ旅東日本
ホームページ

YouTube

市公式YouTubeチャンネルでは、PR映像から、テレビ
広報番組、ご当地キャラクターのユニークな映像まで、
さまざまな動画で、市内の魅力を紹介しています。



▲市公式YouTube
チャンネル

saitama citypr

*Event details subject to change
※中止や内容の変更をする場合があります。